**平成２１年（フ）第１９７号**
長崎県佐世保市城間町351番地15
債務者　佐々　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第２０１号**
長崎県佐世保市木風町710番地２　第２松苑荘101号室
債務者　宮崎十三生
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第２０２号**
長崎県佐世保市木風町710番地２　第２松苑荘101号室
債務者　宮崎　恵理
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第２０８号**
長崎県佐世保市須田尾町308番地５、旧住所長崎県佐世保市稲荷町28番９号
債務者　金子　竜二
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第２１０号**
長崎県佐世保市小佐々町黒石356番地１　黒石住宅Ｄ203、旧住所佐賀県伊万里市東山代町天神2695番地
債務者　畑内由紀子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第５５号**
熊本県鹿本郡植木町大字木留115番地１、前住所熊本県上益城郡益城町大字小谷1812番地
債務者　森井　彰哲
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時40分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２１年（フ）第６９号**
熊本県八代市中北町3686番地３
債務者　小馬田義春
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第２２２号**
神奈川県相模原市緑が丘１丁目８番５号　テラス緑が丘101
債務者　小川　孝幸
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２０年（フ）第４８７号**
静岡市葵区北1845番地の５　県営麻機北団地Ｉ棟295号、旧住所静岡県伊豆市湯ヶ島1901番地
債務者　祢次金邦子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時40分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第９５４号**
静岡県焼津市西小川５丁目６番地の１　県営小川堅小路団地４棟103号
債務者　渡辺　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３５９号**
静岡県焼津市北浜通42番地の１
債務者　永井　法行
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時15分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３６０号**
静岡県焼津市北浜通42番地の１
債務者　永井みどり
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時15分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第６３４号**
東京都多摩市愛宕３丁目４番地２―201
債務者　津金佐千子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７１６号**
神奈川県相模原市城山町原宿４丁目９番13号　たちばなハイツＤ102
債務者　安島メルリタ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７１８号**
東京都八王子市越野29番地７ホリーハイツ202号
債務者　起田由加利（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部